

大村市幼児教育・保育支援センター いっぽ

いっぽだより No.13

令和7年3月発行
(TEL/FAX:46-5881)

いよいよ本年度もまとめの時期を迎えました。いつもこの時期には「思い出のアルバム」の歌が頭をよぎります（かなり古い卒園ソングですが…）。「あんなこと、こんなこと、あったでしょう～♪」…先生方におかれましては、日々、子どもと一緒に笑い、時に涙したこともおありだったのではないのでしょうか。一人一人のよりよい育ちに向けてご尽力いただきましたこと、またその一端として、いっぽもお仲間に入れていただきましたこと、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

～幼保小連携推進に向けての取組～

放虎原小学校区(2/7)西大村小学校区(2/13) 「校区别幼保小連絡会」の開催

上記の2校区の取組をご紹介します。小学校の先生と校区の園の先生方が一堂に会した「校区别幼保小連絡会」が、園の先生からのお声かけにより実現しました。交流活動後の意見交換会を園で行い、その後全員で園の保育の様子を見学しながら、環境構成や子どもとの関わりについてざっくばらんに話しされていた姿が大変印象的でした。

先生方の気付きや思いをお聞かせいただきながら、縦（幼保小）だけではなく横（幼保こ）のつながりも意識した取組は、さらに意義深い連携につながると感じました。



委員の皆様、1年間ありがとうございました！ 「大村市幼保小連携・接続連絡協議会」

協議会において「幼保小の架け橋プログラム」や「架け橋期のカリキュラム」について共通理解を図り、大村市の「架け橋期のカリキュラムモデル」を作成しました。

委員の皆様、お忙しい中に1年間ありがとうございました。

3月中に、今年度の委員の皆様が取組と併せて、カリキュラムモデルと作成のガイドを、実践報告として各園に送付いたします。

次年度は、「教育・保育力向上研修会」を各校区別のカリキュラム協働作成の機会とし、持続的な連携体制構築の一助にいただければと思っています。円滑な接続のために縦と横をつなぎ、先生方の語り合いのツールとしてご活用いただきますことを期待しております。

沢山の先生方の研修会へのご参加を、よろしく
お願いいたします。



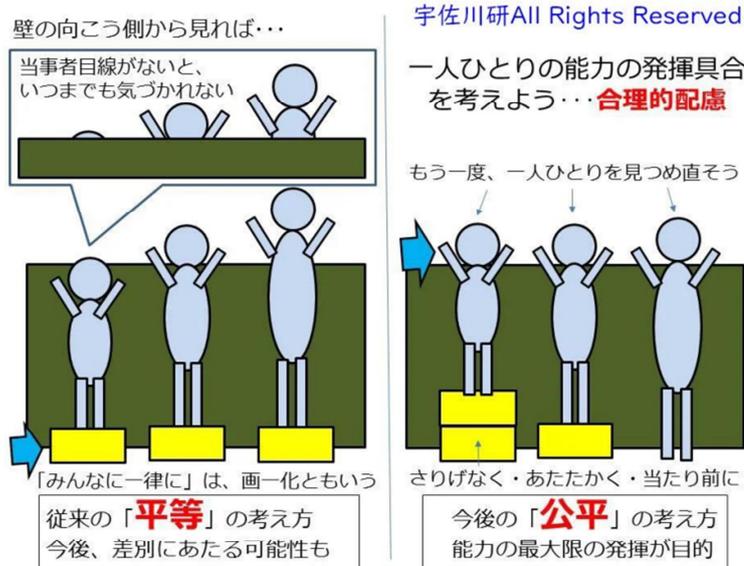
～教育・保育現場での「合理的配慮」～

今年度より、当支援センターで私たちアドバイザーのスキルアップのために「専門分野アドバイザー」としてお世話になっている、言語聴覚士の**井村弘子先生**。現在は、長崎県医療的ケア児支援センターで医療的ケア児等コーディネーターとしてご活躍されています。

令和6年4月1日から障害者差別解消法が変わり、「合理的配慮」が義務化されたこととあわせて、教育・保育現場での考え方、留意することについてお話いただきました。

合理的配慮とは

合理的配慮とは、
障害のある人が障害のない人と
平等に人権を享受し行使できるよう、
一人ひとりの特徴や
場面に応じて発生する障害・困難さを
取り除くための、
個別の調整や変更のこと。



出典：井村弘子氏 令和7年1月23日 園内研修会資料

引用：合理的配慮の在り方（宇佐川研推奨：川上SV作成）

井村先生は、右上の図を示しながら、教育・保育現場の合理的配慮の考え方として、「人はみんな一人ずつ違って当たり前。どれだけその人の立場に立って考えられるか。図のように踏み台をひとつずつ平等に与えられても、壁の向こうが全く見えない子どももいる。公平の考え方でいけば踏み台ではなく、壁を透明の網にしてもいい。教育・保育の現場では、一人一人の困り感を理解し、みんなと同じ楽しさや喜びを味わえるよう支援法を考え、保護者とも共有しながら関わっていくことが必要。」と話されました。

一人一人を理解して関わることは、時にとても難しく、悩みや戸惑いも多くありますが、うまくいかなかったことも大切なヒントとして、関わっては修正することを繰り返し、子どもとの関係を紡いでいけたらいいですね。

◆問合せ先◆

大村市幼児教育・保育支援センター いっぱ

〒856-0832 大村市本町 413 番地 2 (大村市こどもセンター2階)

TEL: 0957-46-5881

FAX: 0957-46-5881

Email: youkyou@city.omura.nagasaki.jp